

飼料添加物販売業者事業廃止届

年 月 日

静岡県知事 殿

住 所 静岡県

氏 名

さきに、 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料添加物販売業者の届け出をしたが、年 月 日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。